

○工学院大学助教の任用に関する規程

(平成 21 年 7 月 2 日)

改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律(平成 9 年 6 月 13 日法律第 82 号)に基づき、学問的交流により教育研究の活性化を図るため、任期を定めて任用する教育職員について必要な事項を定める。

(任用、任期等)

第 2 条 助教は、任期を定めて任用する。

2 助教の任用は、就業規則第 6 条第 1 項のとおりとする。

3 助教の任期は、3 年度以内とする。ただし、その初年度の途中で任用された者の任期は、当該年度末をもって 1 年度とみなすものとする。

(更新)

第 3 条 学長が必要と認めた場合は、任期を更新することができる。ただし、その更新は 1 回に限るものとし、2 年度以内を限度とする。

2 更新にあたっては審査を行う。審査について必要な事項は別に定める。

(労働契約)

第 4 条 助教を任用する場合は、学校法人工学院大学と任用される者との間で任期を定めた文書に基づく労働契約を取り交わす。

(待遇等)

第 5 条 基本給は、給与規程別表第 1(教育職員 1 級)を準用する。

2 退職金は、退職金支給規程を準用する。ただし、引き続き次項により任用される場合は、任期を定めて任用した期間については、次項の期間と合算し、次項の退職時に支払うものとする。

3 この規程に基づいて採用された者が、新たに就業規則第 3 条に定める教育職員として任用された場合は、退職金の計算については在籍月数を通算する。

(公表)

第 6 条 この規程を定め、または改正した場合は、本学のホームページ等により公表し、広く周知を図るものとする。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、学長が教授会の意見を聴いて提案し、理事長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 7 月 2 日から施行する。
- 2 この規程施行前(平成 21 年 7 月 1 日以前)に採用された者には、この規程を適用しない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。(常務理事会廃止に伴う改正)

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 7 日から施行する。

規程の名称変更。助手の削除。

附 則

この規程は、令和元年 9 月 20 日から施行する(第 2 条第 2 項の追加)。ただし、第 8 条は平成 29 年 8 月 1 日(就業規則第 6 条の教育職員の任用に関わる決裁権限および規程の改廃権限の改正)に遡及して適用する。